

警 備 業 務 仕 様 書

この仕様書は、委託者（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター（以下「センター」という。）警備業務について必要な事項を定める。

1 警備の対象（契約対象物件）

- (1) 所在地 佐賀市天神三丁目2-11
- (2) 対象物 佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター

2 警備の目的

この警備は、センター及びセンター敷地内における火災及び設備の盗難を防止し、センターの施設設備の保全をはかるとともに、不法不良行為の排除等、センター業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

3 警備の任務

- (1) 火災、盗難その他不法不良行為の予防・拡大防止
- (2) 事故発生時における関係機関への通報、連絡
- (3) 事故発生時の被害拡大の防止
- (4) センター職員不在時の受付業務
- (5) 必要な場合の駐車場の整理・保全
- (6) 警備報告書の提出

4 警備方法

制服警備員（以下「警備員」という。）による常駐警備及び専用回線による機械警備

5 警備時間

（1）常駐警備

①開館日

平 日 7：30～23：00 （常駐1名）

※ 上記とは別に平日の夜間（18：00～22：00）は、乙は乙に直通する非常ボタン2台を甲に準備すること

日曜日・祝日 7：30～18：00 （常駐1名）

※ ただし、ホール22時まで使用時（年6回）

18：00～23：00 （常駐1名）

なお、上記の勤務時間の合計が年間30時間を超えたときは、甲乙協議のうえ、超えた時間数（30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨て）について別途委託費を支払う。

②休館日 7：30～18：00 （常駐1名）

（2）機械警備 常駐警備以外の時間

6 警備範囲

別添図面による

7 警備実施要領

（1）常駐警備

ア 受付、出入管理業務

- ① 来館者の出入管理及び口頭案内
- ② 各室の鍵の授受及び保管
- ③ 中央監視盤の監視及び異常時の連絡措置
- ④ 休館日及び夜間電話の対応、記録
- ⑤ 郵便物等の授受
- ⑥ 開館・閉館時に置ける照明灯の点灯・消灯及びその確認
- ⑦ 緊急事態発生時における関係各署及び緊急連絡先への通報その他適切な措置
- ⑧ 開館時刻の計数カウンターの電源のON及びカウンターのリセット、閉館時刻の計数カウンターの数値を確認・記録（別紙警備日誌の記入欄）及び電源のOFF
- ⑨ その他警備上必要と認める事項

イ 巡回警備業務

- ① 可燃物の未処理の有無の確認及び未処理可燃物の処理
- ② 消灯及び水道、ガス元栓の閉塞状況の点検・処置
- ③ 出入口、窓等の施錠及び出入口の開放状態の点検・処置
- ④ 物品等の監視
- ⑤ 不法・不良行為の予防、排除及び拡大防止
- ⑥ 不審者・徘徊者等発見時の通報その他の処置
- ⑦ 無許可集会など正常な公務の執行の妨げになる行為の注意
- ⑧ 侵入等発見時の通報その他の処置
- ⑨ 放火・防犯上支障となる事項に対する意見具申
- ⑩ 貸室の利用状況の確認及び使用者の義務に違反する行為を発見した場合の通報処置
- ⑪ 原則として警備勤務時間中に1時間ごとに巡回を行うこと。
- ⑫ その他警備上必要と認める事項

(2) 機械警備要領

ア 警備体制

① 警報装置の完備

センターに設置した警報装置、各種センターその他により、警備の開始、解除及び異常事態を管制センターへ自動的に通報する機能を有すること。また、機械警備区分を4区画に分割し、各区画にスイッチの入切ができる機能を有すること（機械警備区分表及び平面図参照）。

守衛室前入口に設置される電気錠は、カードにより解錠及び施錠ができる機能を有し、カードごとに職員数分番号等を管制センター側に登録できるもので、管制センター側で電気錠の解錠及び施錠の管理ができる機能を有すること。

なお、警報装置を正常に維持するため、毎日、警報装置の機能が正常に稼動しているか遠隔監視を行うこと。

また、適宜に機能点検を実施し、その点検結果をセンターの警備責任者に報告すること。

万一、故障等により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講じ、速やかに修復を行うこと。この際の費用については、警備会社側の負担とする。

② 管制センターの機能

管制センターでは常時、自動警報装置受信盤を監視し、また非常事態発生を想定し、緊急事態に即応できる体制を整え、かつ常駐警備・機動警備隊等と緊密連絡を保持する。

③ 常駐警備・緊急対処員の活動

常駐警備員、緊急対処員は常に、管制センターと緊密連絡を保持し、センターの異常事態に備える。

イ 機械警備開始時の取扱

① センター側における取扱

センターの職員は、退出時、事故防止上必要な処置を施し、警備室の常駐警備員にその旨を連絡し、連絡を受けた常駐警備員は、戸締りを確認した上、「警備開始」の状態にセットする。

② 管制センターにおける取扱

センターの警報装置の操作により、自動的に通報される「警備開始」の信号を自動記録し、警備を開始する。

ウ 機械警備終了時の取扱

① センター側における取扱

センターの職員は、警備室の常駐警備員に入室する旨を連絡し、連絡を受けた常駐警備員は、「警備解除」の状態にセットする。

② 管制センターにおける取扱

センターの警報装置の操作により、自動的に通報される「警備解除」の信号を自動記録し、警備を終了する。

エ 異常事態発生時における処置

① 機械警備により、センターに不測の事態を受信した管制センター勤務員は、即時常駐警備隊員に連絡するとともに、直近の緊急対処要員等に無線連絡をとり、現場急行させ異常事態の確認点検及び事故の拡大防止に協力し、警備の万全を期す。

② 常駐警備隊員及びセンターに到着した緊急対処要員は、異常事態を確認後速やかに管制センターへその状況を報告し、必要に応じて関係機関へ通報すること。管制センター勤務員もまた同じ。

③ 事件・事故等の発生時、センター職員への緊急連絡は、あらかじめ届け出のある当該緊急連絡者へ連絡すること。

オ 機械警備中の施設の使用について

機械警備実施中に、センターにおいて施設を使用する場合（途中解除、時間外勤務等）は、使用する日時及び使用責任者の職・氏名を警備会社に対して、事前に連絡するものとする。

カ 月報の提出

毎月の機械警備の受信記録を、翌月始めに月報として提出する。

キ 機械警備に係る費用の負担

機械警備に要するセンサー、送信機類、配線・取り付け工事費等及び専用回線に関する費用は警備会社の負担とし、配線に必要な配管工事については、センターの負担とする。

8 警備員の資格

（1）業務責任者

年齢65歳以下で、警備業務を総括的に把握し、調整を行うのに十分な知識と能力を有すること。

（2）警備員

年齢65歳以下（心身ともに健康で、引き続き警備業務に従事しても支障がないと認められる場合は、75歳以下）で、警備業務従事年数が2年以上あり、かつ勤務成績良好の者であること。

9 警備員の心得

（1）警備員としての責任と自覚を堅持し、誠意、節度を以て勤務に精励する。

（2）来館者には誠意、明快、簡潔で礼儀正しい言動をもってあたる。

（3）厳正中立の立場をもって機敏に勤務に当たる。

（4）事故発生時には、緊急やむをえない場合を除き、センターの警備責任者に連絡協議し、独断専行を避ける。

（5）勤務の交代に当たっては、警備業務上必要な事項について引継ぎを密にし、警備業務に支障がないようにする。

1 0 報告書の提出

- (1) 警備日誌（別紙）を作成し、毎朝、センターの警備責任者に提出する。
- (2) 警備実施中に事故が生じたときは、事故報告書をセンターの警備責任者に提出する。
- (3) その他委託者が必要と認めた提出を求めた書類をセンターの警備責任者に提出する。

1 1 鍵の預託

警備実施中に必要な鍵は受託者に預託し、預託された鍵は受託者の責任において管理する。

1 2 緊急連絡者名簿の提出

- (1) センターの警備責任者は、あらかじめ緊急連絡者の名簿を提出する。
- (2) 緊急連絡者の名簿に変更が生じたときは、遅滞なくその都度文書をもって通知する。

1 3 その他

この警備仕様書に定めのない警備実施上の事項については、その都度相互協議の上、文書にて取り決めるものとする。

担 当	管理副主任・企画員	管理主幹	管理部長

警 備 日 誌

アバンセ 様	日 時 等		年 月 日 (曜日)			
	出勤	時 分	退勤	時 分		
	警 備 員 名					
カウンター計数		全館：	北側：	西1：	西2：	南側：
確 認 事 項			異常の有無	特 記 事 項		
火災予防	1 可燃物の未処理					
	2 空調及びコンセント等の未処理					
	3 電灯の消灯					
	4 灰皿・吸殻等の後始末					
	5 ガス元栓の処置					
	6 消火器具等の確認					
	7 自動火災報知器確認					
盗難予防	1 不法行為者・不審者等の確認					
	2 部内外者の確認					
	3 窓・扉等の未施錠等の確認					
	4 展示ケースの未施錠等の確認					
	5 各室の鍵の保管状況					
	6 盗難の有無の確認					
その他	1 水道の閉鎖状況の確認					
	2 遺失物確認					
	3 正常な公務執行の妨害行為の確認					
	4 駐車場等外回りの確認					
	5 警報装置の誤作動					
	6 その他					
巡 回 時 間			巡 回 状 況			
7:30		16:00				
9:00		17:00				
10:00		18:00				
11:00		19:00				
12:00		20:00				
13:00		21:00				
14:00		22:00				
15:00						
職員の残留状況		残留職員			月 日	時 分
〈備 考〉						

基本業務提供条件

- 第1条 乙は図面に示すとおり契約対象物件に設置された警報機器によって伝達される「異常」の有無を第2条に定めるところに従って監視し、「異常」に対して「仕様書」に定めるところに従って対処する。
- 第2条 前条の目的のため、乙は「異常」を受信してこれを示す機械設備及び当該機械設備の正常作動を確認し得るに必要な機器をその管制本部に設置し、業務実施時間中管制担当員を定め、契約対象物件にかかる「異常」の有無を間断なく監視するものとする。
- 第3条 本契約において、甲は緊急連絡先を一定数定め、かつ、連絡優先順位を明示するものとする。
- 2 甲が複数の異なる業務を委託する場合には、甲はそれぞれの業務につき、一定数の緊急連絡先、及び連絡優先順位を定めるものとする。
 - 3 甲は、緊急連絡先、連絡優先順位を変更するとき、事前に遅滞なく、その旨文書で乙に通知するものとする。
- 第4条 業務遂行のため、乙が甲より鍵の預託をうけた場合は預り証を発行し責任をもってこれを保管管理するものとする。
- 甲は警報機器の操作のため、乙より預託された鍵（磁気カードを含む）について責任をもって管理するものとする。
- 2 事由の如何を問わず、本契約が終了したときは、甲及び乙は、その保管する鍵を直ちに相手方に返還する。
- 第5条 乙は業務実施時間中に、契約対象物件に事故が発生したときは、遅滞なく当該事故の状況、その他詳細について甲に報告書を提出するものとする。

防犯「提供業務」

第1条 乙の提供する防犯「提供業務」とは契約対象物件に係る盗難及びその他の不良行為の早期発見及びその拡大防止のための業務をいう。

① 乙の業務提供は、乙が計画し、甲が同意したところに基づいて設置された警報機器により検出される異常情報に基づいてなされるものとし、警報機器の種類、個数、設置場所は添付図面に定める。

② 乙は、その管制本部で、契約対象物件に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を現場に急行させ、異常事態の内容の確認を行う。

その結果、必要と認めたときは遅滞なく電話にて警察機関に通報し、その緊急出動を要請するとともに緊急要員に事態の拡大防止のための必要な処置をとらしめるものとする。

③ 乙は前号の業務遂行に際して、必要と認めたときは定められた順序に従って、甲のいずれかの緊急連絡先に遅滞なく電話連絡し、現場確認のための出動を要請するものとする。

2 乙の業務提供時間帯は以下のとおりとする。

常駐警備業務提供時間帯以外の時間帯

3 乙は第1項の目的を効率的に達成するため、契約対象物件の使用状況、区画等を考慮して、甲と協議の上防犯ブロック（独立ブロックを含む）を設定する。独立ブロックとはメインコントローラより切り離されている防犯ブロックをいう。防犯ブロックの数及び名称は添付ブロックセンサー一覧表による。

4 甲（甲の従業員、清掃人、その他甲の責任に任ずべき者を含む。）による警報機器の取扱い要領は以下のとおりとする。

① セット（警戒）時の取扱い

i 各防犯ブロックの最終退出者は、防犯ブロックについて扉、窓等の施錠、残留者・潜伏者の有無の確認、ガス・水道等の元栓点検その他事故防止上必要な処置を施した上、当該防犯ブロックの内部に設置されているローカルコントローラにより、当該防犯ブロックをセット（警戒）し、一定の遅延時間内に退出する。

ii iにおいて当該防犯ブロックの最終退出者が契約対象物件の最終退出者である場合（この場合、iの処置をとることにより最終案内灯がその旨表示する。）は、最終退出者はメインコントローラを操作した後あらかじめ設定された一定の遅延時間内に、契約対象物件の最終出入口の扉を閉じ、当該出入口より退出する。設定時間経過とともに全防犯ブロック及び共用部・最終出入口がセット（警戒）される。

この場合、契約対象物件の最終出入口に電気錠が設置されている場合には、最終退出者により最終出入口の扉が閉じられることにより、自動的に当該扉が施錠される。電気錠が設置されていない場合は、最終出入口の扉を必ず施錠するものとする。

② 解除時の取扱い

- i 各防犯ブロックの最初入場者は、磁気カードにより一定の遅延時間内にローカルコントローラを操作する。当該操作により当該防犯ブロックの警戒が解除される。
- ii iにおいて、最初入場者が契約対象物件の最初入場者である場合、又は電気錠が施錠されている場合（契約対象物件の最終出入口に設置されている外部カードリーダーのランプにより認識される。）は、その入場者は、磁気カードにより外部カードリーダーを操作し（電気錠がある場合は自動的に解錠される。外周規制の防犯警報機器がある場合でそれがセットされているときは、一定の遅延時間内に当該操作をすることにより、当該警報機器は解除される。）、入場する。次にiの処置をとり自己の防犯ブロックの警戒を解除するものとする。

③ 清掃人による取扱い

清掃人は契約対象物件へ入退場するときは、清掃人用磁気カードによりメインコントローラ又は外部カードリーダーを操作し、メインコントローラの清掃マークの表示を確認するものとする。

i 入場時の取扱い

清掃人は契約対象物件に入場したときは、清掃人用磁気カードによりメインコントローラを操作し、その清掃マーク表示灯が点灯するのを確認する。但し、清掃人が契約対象物件の最初の入場者である場合、又は電気錠が施錠されている場合（契約対象物件の最終出入口に設置されている外部カードリーダーのランプの点灯により確認される。）は、清掃人は清掃人用磁気カードにより外部カードリーダーを操作し（電気錠がある場合は自動的に解錠される。外周規制の防犯警報機器がある場合でそれがセットされているときは一定の遅延時間内に当該操作をすることにより、当該警報機器は解除される。）、入場する。尚、この場合前記のメインコントローラ操作は不要となるが、必ずコントローラの清掃マーク灯の点灯を確認するものとする。

ii 退場時の取扱い

清掃人は契約対象物件を退場するときは、清掃人用磁気カードによりメインコントローラを操作し、その清掃マーク表示灯が消灯するのを確認する。前記の場合、清掃人が契約対象物件の最終退出者である場合（この場合、清掃人用磁気カードによりメインコントローラを操作することにより最終案内灯が点滅し、その旨表示する。）は、清掃人は、再度メインコントローラを操作しあらかじめ設定された一定の遅延時間内に、契約対象物件の最終出入口の扉を閉じ、当該出入口より退出する。設定時間経過とともに全防犯ブロック及び共用部・最終出入口がセット（警戒）される。この場合、契約対象物件の最終出入口に電気錠が設置されている場合には、清掃人により最終出入口の扉が閉じられることにより、自動的に当該扉が施錠される。電気錠が設置されていない場合は、自己の責任で前記事項を遵守させるものとする。

iii 甲は清掃人に対し、自己の責任で前記事項を遵守させるものとする。

④ 磁気カードの管理

防犯ブロック用磁気カード及び清掃人用磁気カード、その他乙より貸与された磁気カードは乙が甲に預託するものとし、その管理はすべて甲の責任で行われるものとする。

甲は、これら磁気カードの紛失、毀損を知ったときは直ちに乙に通知するものとする。この場合、乙は甲より通知を受けたときは遅滞なく所要の処置を、甲の費用負担において講ずるものとする。

⑤ 記録

乙は、防犯ブロック用磁気カード及び清掃人用磁気カード等によるセット（警戒）・解除・清掃の記録を甲より要求に基づき必要に応じて必要な範囲で提出する。

第2条 甲は乙に対し、連絡優先順位を明示した緊急連絡先名簿を提出するものとし、当該緊急連絡先名簿の記載事項を変更するときは事前に文書をもって乙に通知するものとする。緊急連絡先名簿には乙が要求するときは、各防犯ブロック毎の緊急連絡先名を記載するものとする。

第3条 甲は、乙の業務提供に必要な、契約対象物件の最終出入口の鍵及び各防犯ブロックの出入口の鍵それぞれ2組を乙に預託するものとし、乙は甲に対し、必要な種類・数量の磁気カードを預託する。

甲及び乙は預託された鍵、磁気カードを厳重に管理、保管するものとする。

第4条 甲は本「提供業務」において一定の遅延時間を設定したことにより発生した損害については乙の責任を問わないものとする。

第5条 本書に定めなき業務提供に関する事項については必要の都度甲乙協議して定めるものとする。

第6条 最終出入口扉に電気錠が設置された場合、その自動施錠モード、手動施錠モードについて、その時間帯を甲の指定する仕様で設定するための警報機器（スケジューラー）を設置した場合は、当該モード指定により甲が被った損害については乙は責任を負わない。

第7条 本業務を遂行するために乙は必要な管理、監督を行うことができる。

第8条 特約事項、協定事項は別紙による。

火災異常「提供業務」

第1条 乙の提供する火災異常「提供業務」とは、「警報機器」又は甲もしくは第三者の所有に属し、乙の認めた自動火災報知設備（以下「甲の機器」という）によって感知される契約対象物件に係る火災異常の監視業務並びに火災異常を受信したときにおける消防機関への通報業務及び緊急対処の業務というものとする。業務提供時間は終日とする。

第2条 乙は、その管制本部で異常情報を受信したときは、遅滞なく契約対象物件内の指定された電話に架電し、火災発生と判断したときは直ちに電話にて消防機関に通報し、緊急出動を要請するものとし、同時に緊急要員を現場に急行させ、必要な処置をとらしめるものとする。

2 前項において、契約対象物件内の指定された電話に架電するも連絡不能の場合は、乙は遅滞なく緊急要員を現場に急行させ、火災の有無の確認を行うとともに、必要と認めた場合は電話にて消防機関に緊急出動を要請するものとし、緊急要員に必要な処置をとらしめる。

3 甲により全ての防犯ブロックがセット（警戒）されている時間中に異常情報を受信したときは、乙は遅滞なく緊急要員を現場に急行させ、必要な処置をとらしめるとともに、電話にて消防機関に通報し、緊急出動を要請するものとする。

4 乙は、前各項に定める業務遂行に際し必要と認めたときは、遅滞なくあらかじめ届けられた甲のいずれかの緊急連絡先に電話連絡し、現場への出動を要請するものとする。

第3条 甲は、緊急連絡先を3名定め、かつ、その連絡優先順位を明示するものとする。

2 甲は、契約対象物件内の指定電話又は前項の緊急連絡先もしくはその連絡優先順位を変更する場合、事前に遅滞なく文書で乙に通知するものとする。

第4条 「甲の機器」が甲により修理、復旧されるまでの間、乙は、提供できる範囲内で業務を提供するものとする。甲は、「甲の機器」の作動不正常及びその他の故障については、修理、復旧をその責任において速やかに行うものとする。「甲の機器」が修理、復旧したときには甲は文書をもって通知し、乙は、速やかに業務を再開するものとする。

2 業務停止期間中の契約料金については、甲乙協議し定めるものとする。

第5条 甲は、甲の責任において「甲の機器」の定期的保守点検を行い、その正常作動を保持するものとする。

2 甲は、「甲の機器」の保守点検を実施するときには、その事前及び事後に乙に連絡するものとする。甲は点検時に「甲の機器」の移報停止又は主ベル停止を行わないものとする。

3 甲は「甲の機器」に変更を加えるときには、15日前までに乙に通知するものとする。甲の任意の変更により発生したいかなる損害についても、乙は一切その責に任じないものとする。

4 前項の変更に伴い「甲の機器」に増減が生じた場合は、それに伴い契約料金は変更されるものとする。

5 「甲の機器」の正常作動の保持がなされず、乙の業務提供が混乱し、甲の安全確保に支障が生じると乙が判断した場合は、甲は、乙の要求に基づき「甲の機器」の改修、交換もしくは当該「甲の機器」の保守業者の変更又はそれら全ての処理を速やかに行うものとする。前記処理が行われない場合は、乙は業務提供を停止することを得るものとし、業務停止中の契約料金は何ら変更しないものとする。

第6条 本業務を遂行するために乙は必要な管理、監督を行うことができるものとする。

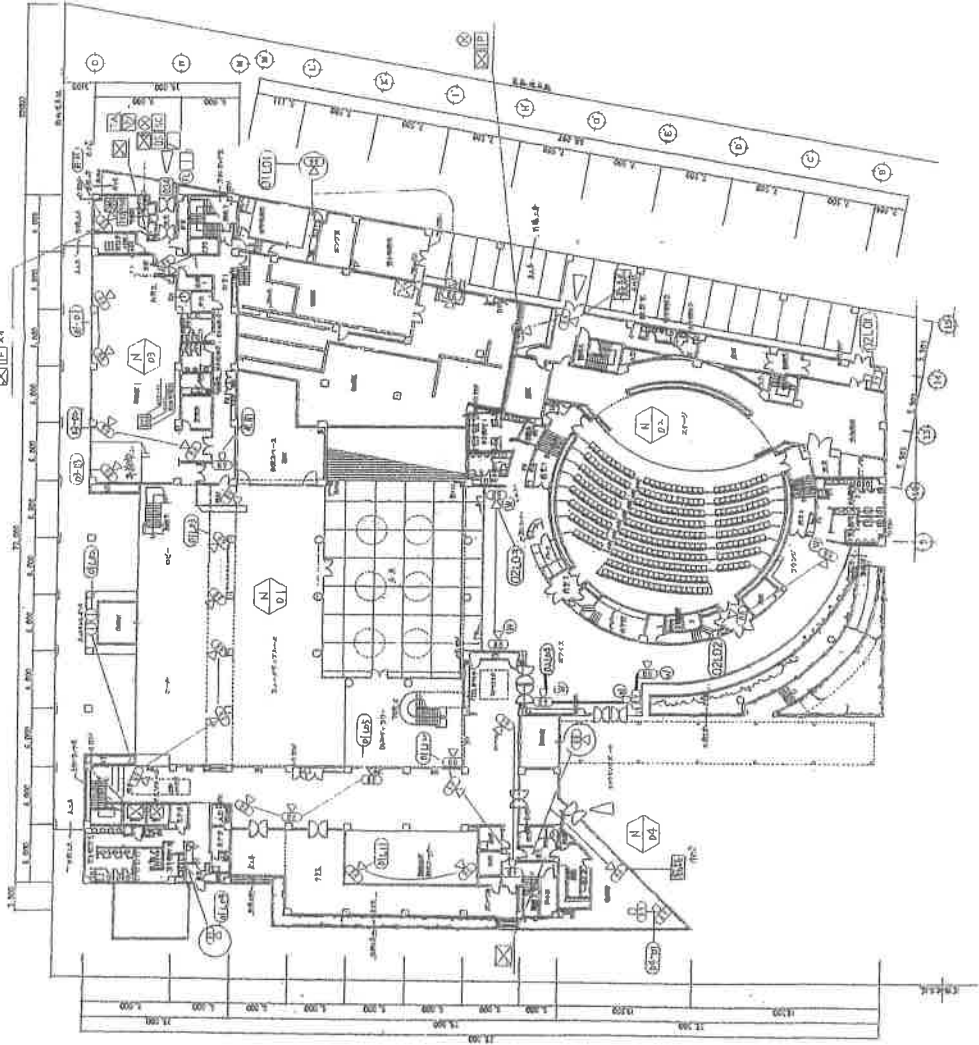
第7条 移報対象となる「甲の機器」は下記のものとする。

設備・機器名	移 報 端 子 条 件			
	無電圧	有電圧の条件	停電対策	備 考
自動火災報知設備 (メーカー名) ニッタン 型式番号 RXN-611		AC 24V DC	有 20分 ・ 無 (自家発切替)	

第8条 「警報機器」の種類、個数、設置場所は添付図面によるものとし、甲はこれに同意した。

第9条 特約事項、協定事項は別紙による。

1 F

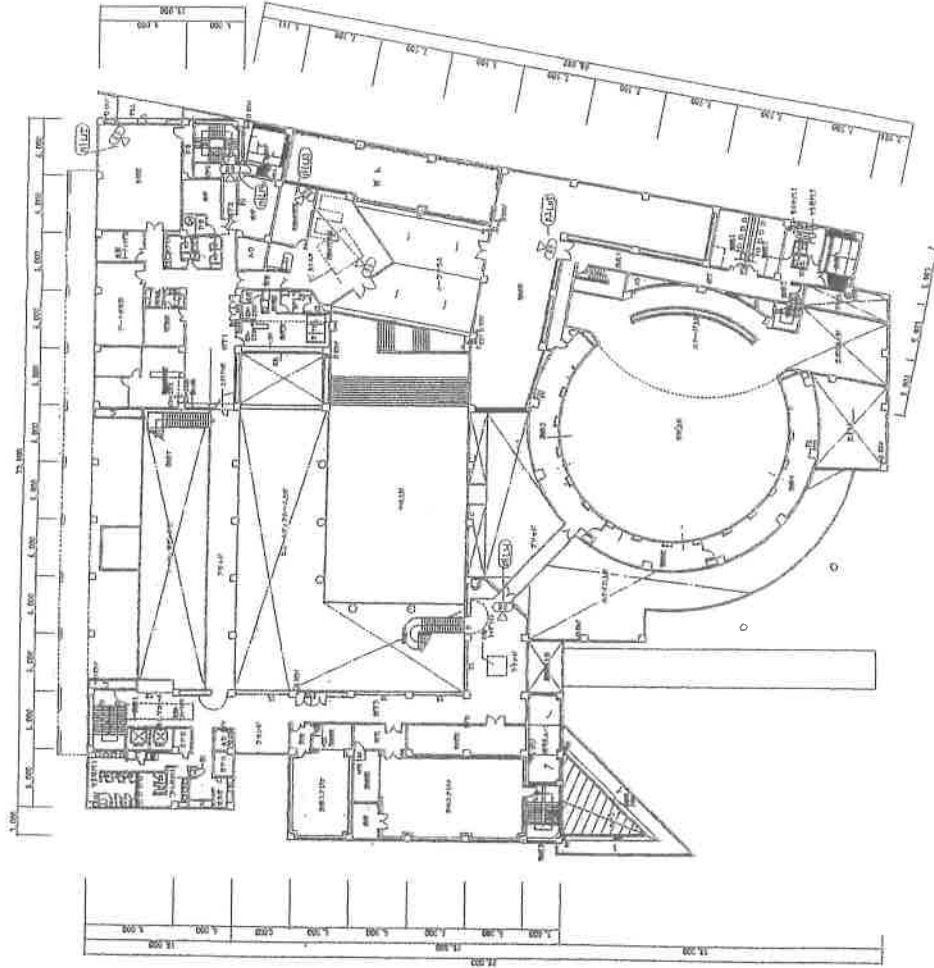


コード	名称	エリア区分	凡例
MC-N0050	監視		1 監視カメラ
PO-W0030	水災 火災		2 水災検知器
PR-T0080	洗面 廊下		3 洗面器
			4 廊下
			5 廊下
			6 廊下
			7 廊下
			8 廊下
			9 廊下
			10 廊下
			11 廊下
			12 廊下
			13 廊下
01 00	ボイラールーム		14 ボイラールーム
LC1	1階東側控室		15 1階東側控室
L02	1階北側ホール		16 1階北側ホール
L03	1階北側ロビー		17 1階北側ロビー
LC4	1階西側控室		18 1階西側控室
LC5	1階西側廊下		19 1階西側廊下
L11	展示コーナー		20 展示コーナー
L12	1階西側ホール		21 1階西側ホール
L13	2階東側倉庫		22 2階東側倉庫
L14	廊下		23 廊下
L15	2階倉庫		24 2階倉庫
L21	2階南側ラウンジ		25 2階南側ラウンジ
L22	3階工務室		26 3階工務室
L23	3階保管室		27 3階保管室
L24	3階生工務		28 3階生工務
L25	3階廊下		29 3階廊下
			30 3階廊下
			31 3階廊下
			32 3階廊下
			33 3階廊下
			34 3階廊下
			35 3階廊下
			36 3階廊下
			37 3階廊下
			38 3階廊下
			39 3階廊下
			40 3階廊下
			41 3階廊下
			42 3階廊下
			43 3階廊下
			44 3階廊下
			45 3階廊下
			46 3階廊下
			47 3階廊下
			48 3階廊下
			49 3階廊下
			50 3階廊下
			51 3階廊下
			52 3階廊下
			53 3階廊下
			54 3階廊下
			55 3階廊下
			56 3階廊下
			57 3階廊下
			58 3階廊下
			59 3階廊下
			60 3階廊下
			61 3階廊下
			62 3階廊下
			63 3階廊下
			64 3階廊下
			65 3階廊下
			66 3階廊下
			67 3階廊下
			68 3階廊下
			69 3階廊下
			70 3階廊下
			71 3階廊下
			72 3階廊下
			73 3階廊下
			74 3階廊下
			75 3階廊下
			76 3階廊下
			77 3階廊下
			78 3階廊下
			79 3階廊下
			80 3階廊下
			81 3階廊下
			82 3階廊下
			83 3階廊下
			84 3階廊下
			85 3階廊下
			86 3階廊下
			87 3階廊下
			88 3階廊下
			89 3階廊下
			90 3階廊下
			91 3階廊下
			92 3階廊下
			93 3階廊下
			94 3階廊下
			95 3階廊下
			96 3階廊下
			97 3階廊下
			98 3階廊下
			99 3階廊下
			100 3階廊下

1F平面図
 図番: H4872180
 図名: 1F平面図
 作成: 2018.04.01
 七コム株式会社



2 F

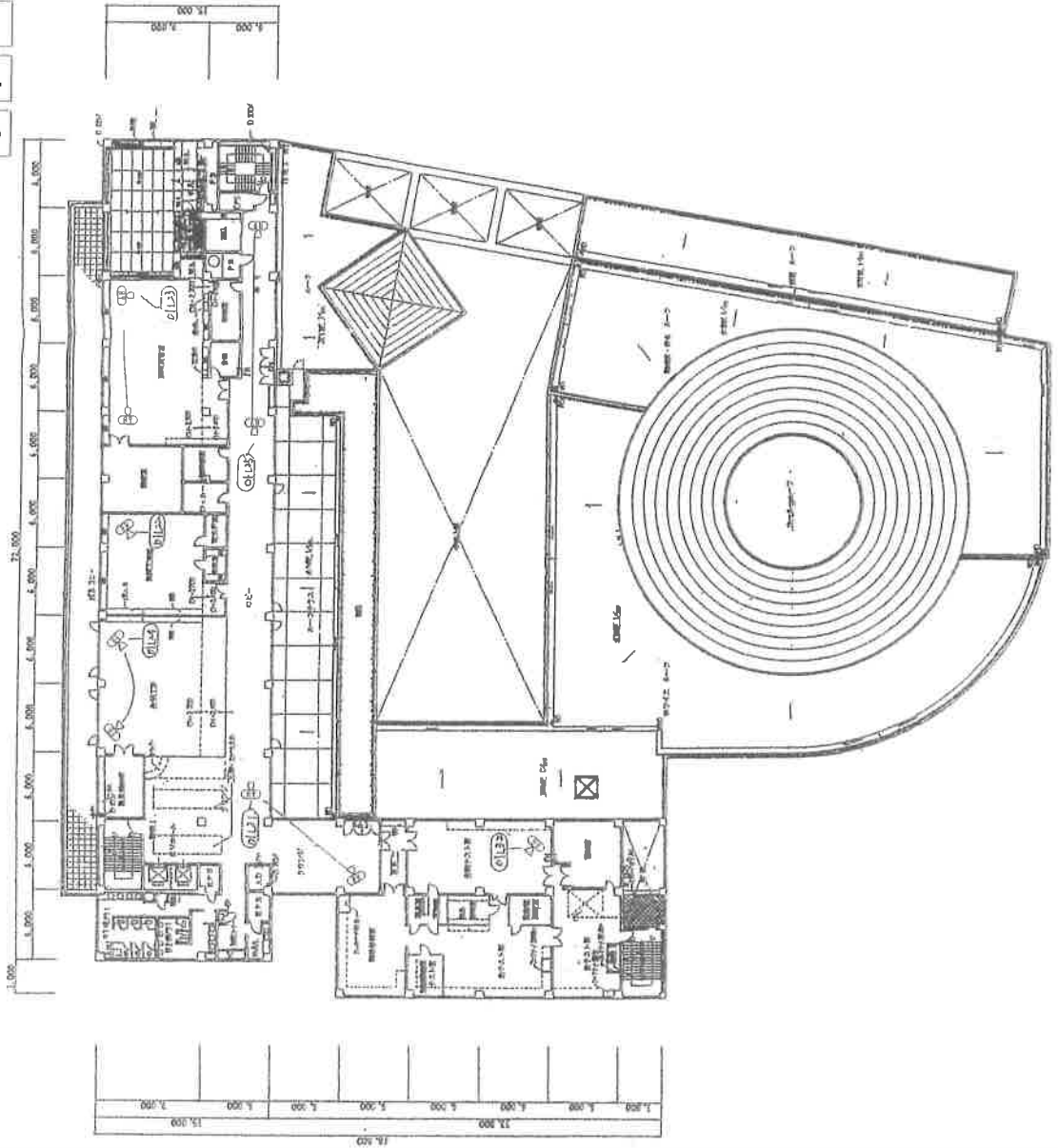


階	エリア区分	種別	凡例
01	L31	3階西側分社	カス
	L32	3階74室	ホス
	L33	4階西側廊下	エレベーター
	L34	4階東側廊下	エレベーター
	L35	5階	エレベーター
02	00	屋外	エレベーター
	01	ボイラー	エレベーター
	L01	1階西側廊下	エレベーター
	L02	南側ラウンジ	エレベーター
	L03	お小室	エレベーター
	L04	お小室	エレベーター
	L05	2階南側	エレベーター
	DC		エレベーター
	01	事務室北側	エレベーター
	02	事務室西側	エレベーター
03	事務室2	エレベーター	
03	DC		エレベーター
	01	事務室北側	エレベーター
	02	事務室西側	エレベーター
	03	事務室2	エレベーター
			エレベーター

2階平面図

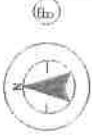


3 F

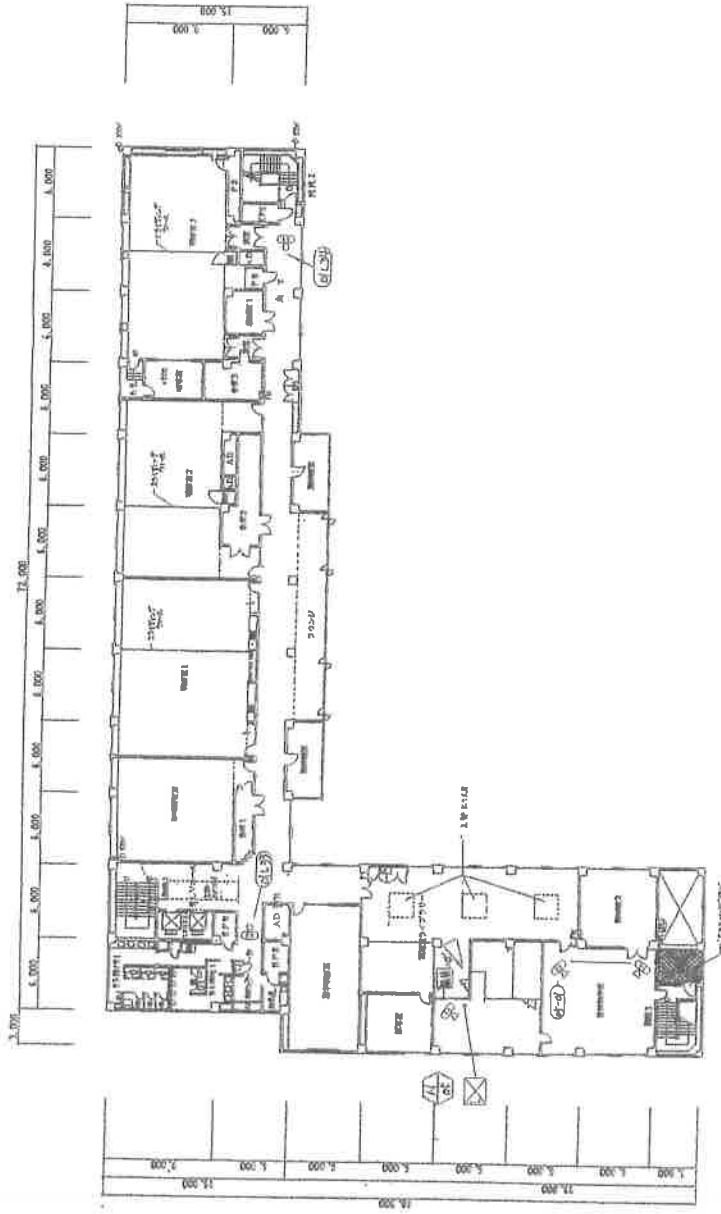


階	エリア区分	凡例
04	00 最終	カス
	01 喫水室	廊
		7 廊
		8 廊
		9 廊
		10 廊
		11 廊
		12 廊
		13 廊
		14 廊
		15 廊
		16 廊
		17 廊
		18 廊
		19 廊
		20 廊
		21 廊
		22 廊
		23 廊
		24 廊
		25 廊
		26 廊
		27 廊
		28 廊
		29 廊
		30 廊
		31 廊
		32 廊
		33 廊
		34 廊
		35 廊
		36 廊
		37 廊
		38 廊
		39 廊
		40 廊
		41 廊
		42 廊
		43 廊
		44 廊
		45 廊
		46 廊
		47 廊
		48 廊
		49 廊
		50 廊
		51 廊
		52 廊
		53 廊
		54 廊
		55 廊
		56 廊
		57 廊
		58 廊
		59 廊
		60 廊
		61 廊
		62 廊
		63 廊
		64 廊
		65 廊
		66 廊
		67 廊
		68 廊
		69 廊
		70 廊
		71 廊
		72 廊
		73 廊
		74 廊
		75 廊
		76 廊
		77 廊
		78 廊
		79 廊
		80 廊
		81 廊
		82 廊
		83 廊
		84 廊
		85 廊
		86 廊
		87 廊
		88 廊
		89 廊
		90 廊
		91 廊
		92 廊
		93 廊
		94 廊
		95 廊
		96 廊
		97 廊
		98 廊
		99 廊
		100 廊
		101 廊
		102 廊
		103 廊
		104 廊
		105 廊
		106 廊
		107 廊
		108 廊
		109 廊
		110 廊
		111 廊
		112 廊
		113 廊
		114 廊
		115 廊
		116 廊
		117 廊
		118 廊
		119 廊
		120 廊
		121 廊
		122 廊
		123 廊
		124 廊
		125 廊
		126 廊
		127 廊
		128 廊
		129 廊
		130 廊
		131 廊
		132 廊
		133 廊
		134 廊
		135 廊
		136 廊
		137 廊
		138 廊
		139 廊
		140 廊
		141 廊
		142 廊
		143 廊
		144 廊
		145 廊
		146 廊
		147 廊
		148 廊
		149 廊
		150 廊
		151 廊
		152 廊
		153 廊
		154 廊
		155 廊
		156 廊
		157 廊
		158 廊
		159 廊
		160 廊
		161 廊
		162 廊
		163 廊
		164 廊
		165 廊
		166 廊
		167 廊
		168 廊
		169 廊
		170 廊
		171 廊
		172 廊
		173 廊
		174 廊
		175 廊
		176 廊
		177 廊
		178 廊
		179 廊
		180 廊
		181 廊
		182 廊
		183 廊
		184 廊
		185 廊
		186 廊
		187 廊
		188 廊
		189 廊
		190 廊
		191 廊
		192 廊
		193 廊
		194 廊
		195 廊
		196 廊
		197 廊
		198 廊
		199 廊
		200 廊

3階平面図
 2018.04.01
 7コマ株式会社



4 F



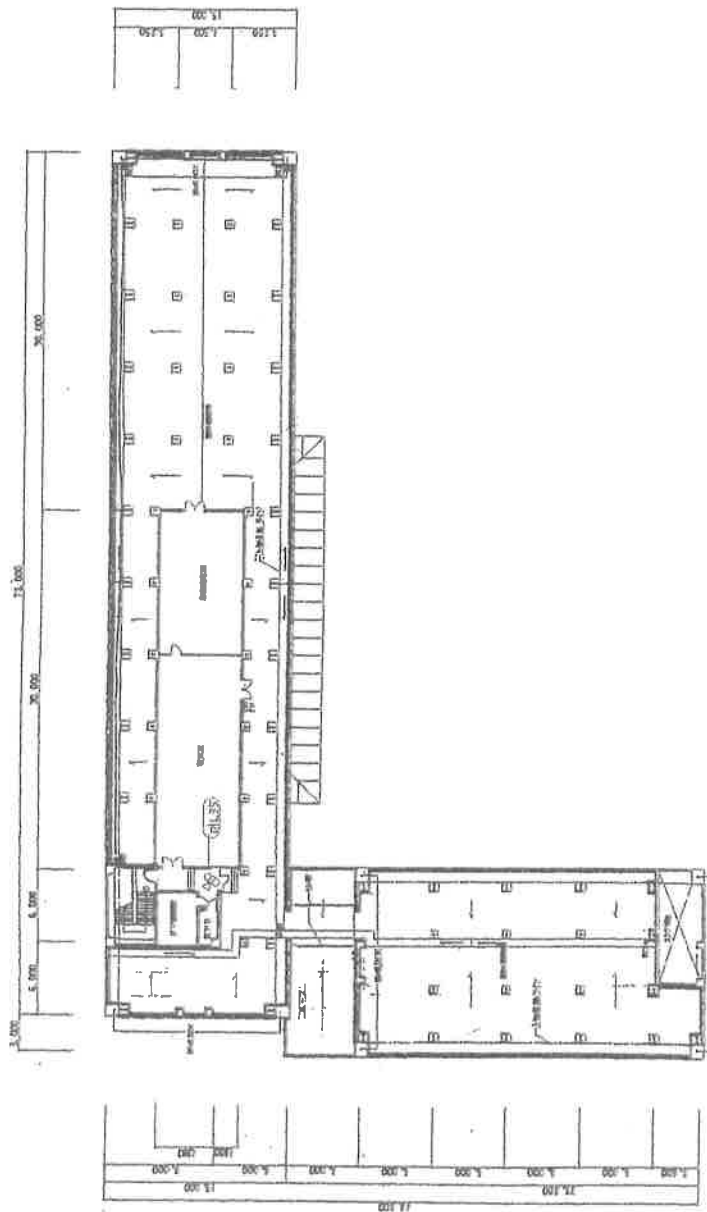
階	コピロース	区	区名	凡例
1		1		ガス
2		2		昇降
3		3		エレベータ
4		4		エレベータ
5		5		エレベータ
6		6		エレベータ
7		7		エレベータ
8		8		エレベータ
9		9		エレベータ
10		10		エレベータ
11		11		エレベータ
12		12		エレベータ
13		13		エレベータ
14		14		エレベータ
15		15		エレベータ
16		16		エレベータ
17		17		エレベータ
18		18		エレベータ
19		19		エレベータ
20		20		エレベータ
21		21		エレベータ
22		22		エレベータ
23		23		エレベータ
24		24		エレベータ
25		25		エレベータ
26		26		エレベータ
27		27		エレベータ
28		28		エレベータ
29		29		エレベータ
30		30		エレベータ
31		31		エレベータ
32		32		エレベータ
33		33		エレベータ
34		34		エレベータ
35		35		エレベータ
36		36		エレベータ
37		37		エレベータ
38		38		エレベータ
39		39		エレベータ
40		40		エレベータ
41		41		エレベータ
42		42		エレベータ
43		43		エレベータ
44		44		エレベータ
45		45		エレベータ
46		46		エレベータ
47		47		エレベータ
48		48		エレベータ
49		49		エレベータ
50		50		エレベータ
51		51		エレベータ
52		52		エレベータ
53		53		エレベータ
54		54		エレベータ
55		55		エレベータ
56		56		エレベータ
57		57		エレベータ
58		58		エレベータ
59		59		エレベータ
60		60		エレベータ
61		61		エレベータ
62		62		エレベータ
63		63		エレベータ
64		64		エレベータ
65		65		エレベータ
66		66		エレベータ
67		67		エレベータ
68		68		エレベータ
69		69		エレベータ
70		70		エレベータ
71		71		エレベータ
72		72		エレベータ
73		73		エレベータ
74		74		エレベータ
75		75		エレベータ
76		76		エレベータ
77		77		エレベータ
78		78		エレベータ
79		79		エレベータ
80		80		エレベータ
81		81		エレベータ
82		82		エレベータ
83		83		エレベータ
84		84		エレベータ
85		85		エレベータ
86		86		エレベータ
87		87		エレベータ
88		88		エレベータ
89		89		エレベータ
90		90		エレベータ
91		91		エレベータ
92		92		エレベータ
93		93		エレベータ
94		94		エレベータ
95		95		エレベータ
96		96		エレベータ
97		97		エレベータ
98		98		エレベータ
99		99		エレベータ
100		100		エレベータ

4階平面図
 図番: N4872180
 図名: 4階平面図
 作成: 2016.04.05
 株式会社 セコム

5 F



(印)



階	エリア区分	凡 例
1	コンパウンド	コンパウンド
2		
3		
4		
5		
6		エレベーター
7		エレベーター
8		エレベーター
9		エレベーター
10		エレベーター
11		エレベーター
12		エレベーター
13		エレベーター
14		エレベーター
15		エレベーター
16		エレベーター
17		エレベーター
18		エレベーター
19		エレベーター
20		エレベーター
21		エレベーター
22		エレベーター
23		エレベーター
24		エレベーター
25		エレベーター
26		エレベーター
27		エレベーター
28		エレベーター
29		エレベーター
30		エレベーター
31		エレベーター
32		エレベーター
33		エレベーター
34		エレベーター
35		エレベーター
36		エレベーター
37		エレベーター
38		エレベーター
39		エレベーター
40		エレベーター
41		エレベーター
42		エレベーター
43		エレベーター
44		エレベーター
45		エレベーター
46		エレベーター
47		エレベーター
48		エレベーター
49		エレベーター
50		エレベーター
51		エレベーター
52		エレベーター
53		エレベーター
54		エレベーター
55		エレベーター
56		エレベーター
57		エレベーター
58		エレベーター
59		エレベーター
60		エレベーター
61		エレベーター
62		エレベーター
63		エレベーター
64		エレベーター
65		エレベーター
66		エレベーター
67		エレベーター
68		エレベーター
69		エレベーター
70		エレベーター
71		エレベーター
72		エレベーター
73		エレベーター
74		エレベーター
75		エレベーター
76		エレベーター
77		エレベーター
78		エレベーター
79		エレベーター
80		エレベーター
81		エレベーター
82		エレベーター
83		エレベーター
84		エレベーター
85		エレベーター
86		エレベーター
87		エレベーター
88		エレベーター
89		エレベーター
90		エレベーター
91		エレベーター
92		エレベーター
93		エレベーター
94		エレベーター
95		エレベーター
96		エレベーター
97		エレベーター
98		エレベーター
99		エレベーター
100		エレベーター

5階平面図

図番 M4872180 図名 5階平面図 図尺 1/500 図日 2018.04.01

SECOM 株式会社

N
05
4階事務室

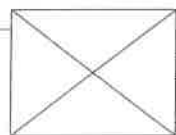
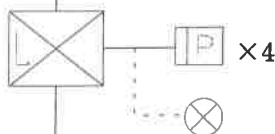
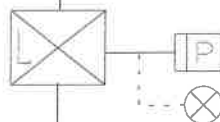
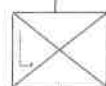
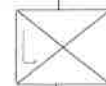
N
04
喫茶室

N
03
事務室

N
02
1~2階
ステージ

N
01
1~5階

FL
DS
SC



034

550

自火報

				承認 APPROVED	検図 CHECKED	設計 DESIGNED	縮尺 SCALE
				城戸		内藤	/
				名称 TITLE			
				系統図			
版 NO	年月日 DATE	設 定 番 号 REVISION NO.	変 更 内 容 DESCRIPTION	承認 APPR			
材 質 MATERIAL	処 理 FINISH/COATING						
セコム株式会社 SECOM CO., LTD.				図 番 DWG NO. N4872180			